

■ 分野別計画編(Ⅰ～Ⅵ)の見方

基本施策1 防災

担当 危機管理課

◆ 基本施策の目的

地震や風水害などの災害が発生した場合でも、人的・物的な被害を最小限に止めることができる災害に強いまちを目指す

◆ 基本施策の進捗状況を測定するための

指 標	単 位	基準値	H30
1年前と比較して災害に強いまちと思う市民の割合	%	49.0	49.0

基本施策の進捗状況を測定するための指標

基準値は、原則としてアンケート調査による指標は平成25年度、その他の指標は平成24年度の数値を示していますが、基準年次をそれ以外とする場合は、()書きで基準時点を示しています。
 目指す方向性:「↗」は「上昇、増加」、「↘」は「低減、減少、削減」を示しています。

◆ 基本施策の体系



◆ 主な計画事業

番号	事業名	H30～H32			
		事業費	30年度	31年度	32年度
2	災害対策設備事業 【危機管理課】	主な計画事業 計画期間中に実施する主な事業名と所管課、計画期間に要する事業費、年度ごとの取組みを示しています。 ※担当課名に付してある(※)は、平成30年4月1日からの担当課名であることを示しています。 ※番号欄に着色してある事業は、「平成30年度当初予算 主要事業の概要」を掲載している事業です。			
3	災害用備蓄品事業 【危機管理課】				

第1章 安全・環境

1. 防災
2. 生活安全
3. 消防・救急
4. 環境
5. ごみ対策

基本施策1 防災

担当 危機管理課

◆基本施策の目的

地震や風水害などの災害が発生した場合でも、人的・物的な被害を最小限に止めることができる災害に強いまちをつくります。

◆基本施策の進捗状況を測定するための指標

指 標	単 位	基準値	H26	H27	H28	H29	目指す方向性
1年前と比較して災害に強いまちと思う市民の割合	%	49.0	42.2	40.3	56.3		↗

◆基本施策の体系



◆主な計画事業

番号	事業名	H30～H32 事業費 (千円)	30年度	31年度	32年度
2	災害対策設備整備事業 【危機管理課】	8,050	実施	⇒	⇒
3	災害用備蓄品購入事業 【危機管理課】	14,400	実施	⇒	⇒

災害対策設備整備事業

総務部 危機管理課

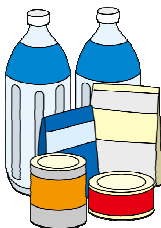
- 1 予算額 9,860千円
- 2 目的及び効果 地震被害想定(内陸直下型地震)に基づき、災害時用の飲料水、食糧、生活必需品等の備蓄品の購入を進め、災害対応力の強化を図ります。
- 3 事業概要 大規模震災時に、避難者・帰宅困難者の方に3日間程度提供できる数量の食糧等の災害対策備蓄品を、災害対策備蓄品整備計画に基づき計画的に整備します。今年度は主に次の品目について、購入等を行います。

災害対策設備整備事業5,060千円

…敷きマット、簡易トイレ用便収納袋、簡易トイレ用圧縮保管袋、トレットペーパー、大人用おむつ、子供用おむつ、女性用生理用品、赤ちゃん用哺乳瓶

災害用備蓄品購入事業4,800千円

…飲料水、アルファ米、ライスクッキー、玄米スナック、粉ミルク



基本施策2 生活安全

担当 市民安全課

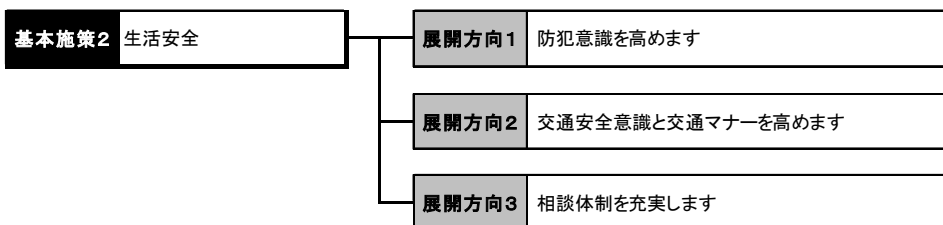
◆基本施策の目的

市民一人ひとりが犯罪、交通事故や消費者トラブルなどに巻き込まれることなく安全で安心して暮らせるまちをつくります。

◆基本施策の進捗状況を測定するための指標

指 標	単 位	基準値	H26	H27	H28	H29	目指す方向性
犯罪発生率	件/ 千人	14.9 (H24年)	13.1 (H26年)	12.1 (H27年)	11.5 (H28年)		↓
交通事故発生率	件/ 千人	7.3 (H24年)	6.5 (H26年)	5.3 (H27年)	5.4 (H28年)		↓
相談満足度	%	72.5 (H26年度)	72.5	78.9	71.0		↑

◆基本施策の体系



◆主な計画事業

番号	事業名	H30～H32 事業費 (千円)	30年度	31年度	32年度
4	防犯カメラ設置補助事業 (防犯対策事業) 【市民安全課】	24,000	実施	⇒	⇒

基本施策3 消防・救急

担当 消防総務課・予防課・消防署

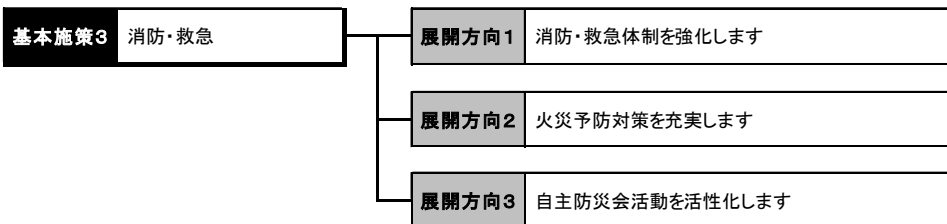
◆基本施策の目的

消防・救急体制および防火安全対策を強化し、市民の生命、身体および財産を災害や事故からしっかりと守ります。

◆基本施策の進捗状況を測定するための指標

指 標	単 位	基準値	H26	H27	H28	H29	目指す方向性
火災による死亡者数	人	3 (H24年)	0 (H26年)	3 (H27年)	0 (H28年)		↓
出火率	件/ 万人	4.7 (H24年)	5.0 (H26年)	3.9 (H27年)	3.0 (H28年)		↓
救命率	%	40.0 (H24年)	42.9 (H26年)	57.1 (H27年)	33.3 (H28年)		↑

◆基本施策の体系



◆主な計画事業

番号	事業名	H30～H32 事業費 (千円)	30年度	31年度	32年度
5	119番通報等多言語通 訳事業(消防指令セン ター共同運用事業) 【消防総務課】	2,748	実施	⇒	⇒
6	女性消防団活動事業 (消防団員・消防団活 動事業) 【消防総務課】	6,448	実施	⇒	⇒
7	消防水利整備事業 【消防総務課】	38,000	実施	⇒	⇒

消防水利整備事業

消防本部 消防総務課

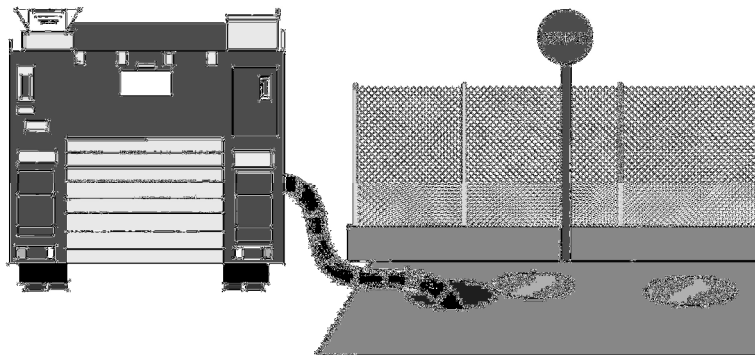
1 事業年度 平成30年度～32年度

2 予算額 10,000千円

3 目的及び効果 市民の生命・財産を地震や火災などの災害から守ることを目的に、新設公園を対象として耐震性貯水槽を設置します。

4 事業概要

事業年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
予算額	10,000千円	—	—
事業内容	設計 ・浜井場公園 ・自才前公園 ・小牧口西公園	設計 ・上切公園 工事 ・浜井場公園 ・自才前公園	設計 ・多気公園 工事 ・小牧口西公園 ・上切公園



基本施策4 環境

担当 環境対策課

◆基本施策の目的

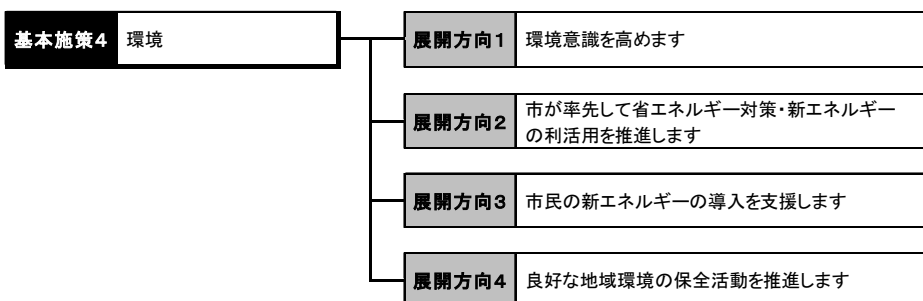
環境への負荷の少ない低炭素社会の実現などにより、地球環境の保全に寄与するとともに、大気や水、土壌などの身近な地域環境を良好な状態に保持し、自然の恵みに満ちた快適で住み良い生活環境を創造します。

◆基本施策の進捗状況を測定するための指標

指 標	単 位	基準値	H26	H27	H28	H29	目指す方向性
市内の電力消費量	MWh	1,638,668	1,619,290	1,566,826	— (※)		↓
需要戸数あたりの都市ガス消費量	m ³ /戸	405	383	373	374		↓
市内環境指標項目の環境基準達成率(上から大気、水質、土壌、騒音の順)	%	66.7	66.7	66.7	66.7		↑
		100	100	100	100	100	
		100	100	100	100	100	
		100	100	100	100	100	

(※)平成28年4月開始の電力小売自由化により、平成28年度より非公開

◆基本施策の体系



◆主な計画事業

番号	事業名	H30～H32 事業費 (千円)	30年度	31年度	32年度
8	第3次環境基本計画 策定事業(環境基本計 画推進事業) 【環境対策課】	11,347	計画策定	⇒	
9	新エネルギー導入助成事業 【環境対策課】	54,000	実施	⇒	⇒
10	犬及び猫の去勢避妊 手術費補助事業(一般 事務事業) 【環境対策課】	660	実施	⇒	⇒

基本施策5 ごみ対策

担当 ごみ政策課・リサイクルプラザ

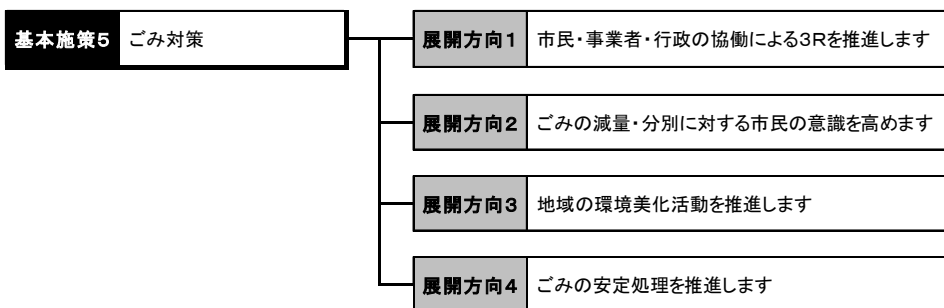
◆基本施策の目的

市民・事業者との適切な役割分担のもと、協働で資源循環型社会を構築するとともに、ごみのポイ捨てなどが無い快適で清潔な生活環境を確保します。

◆基本施策の進捗状況を測定するための指標

指 標	単 位	基準値	H26	H27	H28	H29	目指す方向性
1人1日あたりのごみ排出量(事業系ごみ含む)	g	838	808	807	775		↓
不法投棄されたごみの環境センターへの搬入量	kg	60,420	44,180	49,680	55,820		↓

◆基本施策の体系



◆主な計画事業

番号	事業名	H30～H32 事業費 (千円)	30年度	31年度	32年度
11	資源回収ステーション 拡充事業(資源回収ス テーション施設管理事 業) 【ごみ政策課】	46,210	実施	⇒	⇒
12	ごみ分別簡素化・資源 化促進事業(資源回収 ステーション施設管理 事業、収集処理委託 事業) 【ごみ政策課】	59,400	実施	⇒	⇒

拡充

ごみ分別簡素化・資源化促進事業

市民生活部 ごみ政策課

1 予算額 26,104千円

2 目的及び効果

資源・ごみの分別方法や収集方法を見直し、市民の利便性を高めます。また、更なるごみの減量化・再資源化を促進することにより、小牧岩倉衛生組合の運営費負担金を削減するとともに、次期ごみ処理施設建設費の縮減につなげます。

3 事業概要

①4月から、桃花台地区で先行実施した上で、10月から、市全域で小牧岩倉エコルセンターごみ処理施設の性能に合わせ分別を簡素化し、「破碎ごみ」の内、プラスチック製品、ゴム、皮革製品等は、概ね15cm以下であれば「燃やすごみ」でも排出可能とします。

②4月から、桃花台地区で先行実施した上で、平成31年4月から市全域で「雑がみ」の回収を月2回から週1回に拡大するとともに、「雑がみ」以外の古紙・古布類は、収集経費を差し引いた売却益が区の収益となるよう、市の回収から区の回収に移行し、市の収集委託料を削減します。

③4月から、古紙・古布類を排出できる集積場数を拡大します。

④10月から、これまで「燃やすごみ」として収集していた、集積場に排出された剪定枝類は、「燃やすごみ」収集後、別回収をして再資源化を図ります。